



野外焼却(野焼き)は、原則 **犯罪** です!!

廃棄物処理法では、一部の例外を除き、
何人も廃棄物を焼却してはならない
と禁止されています。



【罰 則】

**5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円
以下の罰金** 又はこの併科

法人は、両罰規定で **3億円以下の罰金**

焼却禁止の例外となる焼却行為であっても、むやみに燃やしてよいということではなく、場合によっては、**違反**に問われることもあります。

全国的に、野外焼却を原因とした火災が多発しており、空気の乾燥で大規模な火災に発展している事案も見られます。

野焼きはやめましょう!!

小松島警察署

